

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月29日
【会社名】	株式会社 ミスターマックス・ホールディングス（商号 株式会社M r M a x H D ）
【英訳名】	Mr Max Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 能章
【本店の所在の場所】	福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	福岡（092）623 - 1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部門管掌 中野 英一
【最寄りの連絡場所】	福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	福岡（092）623 - 1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部門管掌 中野 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年2月9日開催の取締役会において、平成29年5月下旬に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、平成29年9月1日（予定）を効力発生日として会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

また当社は、平成29年4月13日開催の取締役会において、平成29年5月26日に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、平成29年9月1日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、当該訂正報告書の提出時において未定となっていた「（5）吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」における「純資産の額」、「総資産の額」が平成29年9月29日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（5）吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

2 [訂正事項]について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

（5）吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ミスターマックス (平成29年9月1日付で「株式会社ミスターマックス分割準備会社」より商号変更予定)
本店の所在地	福岡市東区
代表者の氏名	代表取締役社長 平野 能章(予定)
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	家庭用電器製品、日用雑貨、衣料品、食品等をセルフサービス方式で販売するディスカウントストア事業

（訂正後）

（5）吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ミスターマックス (平成29年9月1日付で「株式会社ミスターマックス分割準備会社」より商号変更)
本店の所在地	福岡市東区
代表者の氏名	代表取締役社長 平野 能章
資本金の額	10百万円
純資産の額	12百万円
総資産の額	14,808百万円
事業の内容	家庭用電器製品、日用雑貨、衣料品、食品等をセルフサービス方式で販売するディスカウントストア事業

以上